

**「2019 年度自己点検・評価結果」
に対する評価報告書**

**関東学院大学
大学評価委員会**

2020 年 2 月

目 次

はじめに	1
「2019 年度自己点検・評価結果」に対する評価	
1 理念・目的	3
2 内部質保証	5
3 教育研究組織	8
4 教育課程・学習成果	9
5 学生の受け入れ	12
6 教員・教員組織	14
7 学生支援	17
8 教育研究等環境	19
9 社会連携・社会貢献	21
10 大学運営	23

はじめに

大学評価委員会は、関東学院大学の2019年度自己点検・評価の結果に対して、その客観性及び妥当性に関する評価を行うよう学長より諮問を受けた。この諮問に対して、大学評価委員会としての評価結果を取りまとめたものが本報告書である。

評価の対象としたのは、2019年12月9日現在の『自己点検・評価報告書』である。この報告書は、大学基準協会が設定している大学基準や点検・評価項目等により構成され、全学的な観点及び各学部・研究科等による自己点検・評価の結果が記載されている。

本報告書は、大学評価委員会の各委員で分担した大学基準ごとの各点検・評価項目及び長所・特色、問題点に関する評価コメントを委員長が取りまとめ、大学評価委員会の審議を経て作成された。その過程で、各委員よりさまざまな観点からの意見が出された。自己点検・評価の結果に関するもののみならず、大学のあり方について第三者の目で見えた意見等も含まれており、いずれも本学にとって有益なものであった。これらの意見を含め、以下に総評を記す。

建学の精神及び校訓「人になれ 奉仕せよ」に基づき、大学としての理念を明文化している。また、これに基づき、大学及び各学部・研究科の教育研究上の目的を明示している。「大学の理念に基づき」というキーワードを各学部・研究科の教育研究上の目的に記載しており、それぞれを体系的に設定しているという点は評価できる。一方で、それが形式的・便宜的にならないよう、各学部・研究科が大学の理念についてどのような具体的なイメージを持ってその教育に結びつけているのかを再確認しておくことが必要である。

大学の理念・目的を実現させるため、大学自己点検・評価委員会を中心とし、各段階、組織で内部質保証を確認する体制としていることは評価できる。さらに、全学的な基本方針に基づき、各学部・研究科の3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）を整備し、これを起点にPDCA（企画・計画、実施、点検・評価、改善・向上）のサイクルを構築していることは高く評価できる。一方で、内部質保証に関するさらなる周知の強化及び意識の醸成が期待される。今後は、内部質保証システムの体制やプロセスを図式化し、明示することにより、学内へより浸透させることが求められる。

大学の理念・目的に基づき、学問動向や社会情勢等に迅速且つ適切に対応しながら、積極的・段階的に学部・研究科、附置研究所及び附属機関（センター等）の新設・改組等を行っている点は高く評価できる。

教育に関しては、教学マネジメント委員会がPDCAに基づく教育課程・学習成果の全学的管理・支援を行っている点が高く評価できる。各学部・研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目の開設と教育課程の体系的編成について、適切に取り組んでいる。各学部で社会連携教育を推進し、体系的に学生の実践力を高め社会貢献を図っている点は高く評価できる。一方で、このような学問と実務を架橋する学びの場の展開は、学部によって取組みの差があり、今後のさらなる展開を期待したい。また、学生の学習成果の測定を全学的・多面的に行っていることは評価できるものの、学位授与方針との連関を確認しながら、全学、各学部・研究科において継続的に検討を進めていくことが求められる。

学生の受け入れに関しては、学長のもと、アドミッションズセンターが各学部の適切な入学者数管理を実現している点が高く評価できる。一方で、工学研究科博士前期課程を除く研究科の定員が未充足であることが継続した課題である。各研究科の学生募集方法の工夫による定員管理に加えて、各研究科の研究教育目的や進路等の方向性を示すことを検討することが求められる。

これらを支える取組みとして、教員組織は概ね適切に編制されており、FD活動も実施している。ただし、大学として「求める教員像」や、各学部・研究科等の「教員組織の編制に関する方針」を明文化すること

が求められる。また、必要な教員数等を組織的・体系的に確認する体制を確立することが求められる。さらに、固有のFD活動が十分ではない研究科があるため、適切に実施することが求められる。

その他、学生支援の環境、仕組み、制度の整備は充実しており評価できる。特に、「教職員メンター制度」「学生メンター制度」については、教職員・学生の協働による学生相談体制として高く評価できる。学生支援は大学が理念・目的を遂行するうえで欠かせない根幹をなす活動の一つであり、社会のニーズに合わせて柔軟に対応すべき点と変えてはいけない点を熟考しつつ研鑽を重ねていくことを期待する。

また、教育研究等環境を、学生が自主的に学ぶことのできる環境の工夫・検討について優先順位を見極めながら計画的に整備している。また、コンプライアンスについては周知徹底を図っているが、情報化社会の急激な変化にも対応できるよう、恒常的に取り組んでいく必要がある。

社会連携・社会貢献については、社会連携センターを中心とする全学的な体制を整備し、企業・自治体・地域・海外大学等との連携や実社会を通じ、新たな視点の創出や課題発見・解決を目指す「社会連携教育」を実施している。文部科学省や内閣府等のさまざまな事業を通じ、大学が生み出す知識や技術等についても有効的に社会へ還元している。さらに、教職員・学生が協働することで、学生の成長のみならず、新たな文化創造やまちづくり、地域課題の解決に貢献していることは高く評価できる。

なお、近年の大学を取り巻く環境の変化に対応するため、2022年度の新キャンパス開学や組織の再配置、さらなる改変、人材育成に不断の努力と取り組みが行われている。

本報告書が関東学院大学における教育研究活動のさらなる充実に資するものとなれば幸いである。

「2019 年度自己点検・評価結果」に対する評価

1 理念・目的

<概評>

大学の理念・目的は、教育研究機関として大変意義のあるものと高く評価できる。また、これを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定している。

大学及び学部・研究科の目的を、学則及び大学院学則に定め、大学の理念とともに『履修要綱』等を通じて教職員や学生に周知し、ホームページ等を通じて社会に公表している。ただし、ホームページにおいては、大学の理念を明確に示すよう掲載方法に工夫が必要である。

教職員及び学生への周知に関しては、大学宗教教育センターによる活動や自校史教育も実施しており、建学の精神は7割、校訓は8割の新生に認知されていることが学生満足度調査で示されるなど、その有用性は高く評価できる。

また、理念や目的と国際的な社会目標体系であるSDGsを結びつける活動を行っており、理念や目的の社会的な理解を深める試みとして高く評価できる。

理念や目的の実現に向けては、中長期計画として、創立150年(2034年)に向けた「関東学院グランドデザイン」、創立140年(2024年)に向けた「未来ビジョン」を体系的に策定している。「未来ビジョン」について、定期的に予算や進捗の管理及び計画の見直しを図りながら、着実に実行を図っていることは、高く評価できる。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

創立以来、校訓「人になれ 奉仕せよ」を掲げ、人のため、社会のため、人類のための思考と行動を通して、社会を他者と共に創り上げることを大学の理念・目的として継承しており、大変意義のあるものと高く評価できる。

また、大学の理念・目的を踏まえ、各学部・研究科の目的について、専門分野に応じてより具体的に定めており評価できる。なお、研究科の目的については、専攻ごとに設定し具体化することを期待したい。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学及び学部・研究科の目的を、学則及び大学院学則に定め、大学の理念とともに『履修要綱』等に掲載し、教職員や学生に配布している。また、ホームページや大学案内等を通じて社会にも公表しており、その周知に努めている。ただし、ホームページにおいて、大学の理念は「建学の精神」「校訓」「精神の礎」として掲載されており、その内容から理念であることは理解できるが、より明確に示すよう掲載方法には工夫が必要である。

教職員及び学生への周知に関して、新任教職員及び新生向けに自校史教育を実施している。また、大学宗教教育センターにおいて、キリスト教教育及びキリスト教活動を行っている。その有用性について、学生満足度調査によると、建学の精神は7割、校訓は8割の新生に認知されており高く評価できる。

大学の理念・目的と国際的な社会目標体系であるSDGsを結びつける活動も行っており、理念・目的の社会的な理解を深める試みとして高く評価できる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を策定しているか。

理念・目的を実現していくため、中長期計画として、創立 150 年（2034 年）に向けた「関東学院グランドデザイン」、創立 140 年（2024 年）に向けた「未来ビジョン」を体系的に策定している。

「関東学院グランドデザイン」では、「21 世紀共生社会の創造とその持続的発展に貢献」を基本理念として示している。その方向性が合致する SDG s と結びつけ、教育研究活動を推進していることは、理念・目的の社会的評価が高まることが期待できるため、高く評価できる。

「未来ビジョン」では、10 年後の大学像を明確に示し、その実現に向けて、「教育」「研究」「社会貢献」「かたち」の 4 つのビジョンと基本戦略とプロジェクトごとのロードマップを設定するとともに、定期的に予算や進捗の管理及び計画の見直しを図りながら実施しており、高く評価できる。

長所・特色

人のため、社会のため、人類のために尽くす人材の育成を教育方針の基本に置くことは大変意義のあることと高く評価できる。現実社会の中で体現していくには困難が伴い、容易ではないが、諦めずに進むこと自体にも意義があることを常に確認して行ってもらいたい。

また、学生満足度調査の集計結果によると、建学の精神については約 7 割、校訓については約 8 割の新生が認知しており、自校史教育等を通じて理念に対する認知度向上が図られていることは高く評価できる。理念・目的と SDG s を結びつけ、社会的課題解決型の教育や研究の一層の推進を図っていることも、理念や目的の社会的評価が高まることが期待できる取組みとして高く評価できる。

さらに、理念・目的を実現していくため、将来を見据えた中長期計画等を設定していることはもとより、定期的に予算や進捗の管理を行っているとともに、計画の妥当性を見直しながら、着実に実行を図っていることは高く評価できる。

問題点

なし。

2 内部質保証

<概評>

学長のもと、執行部を構成員とする全学的組織により、全学的・体系的に内部質保証を推進する体制を構築している。大学自己点検・評価委員会について、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織とし、学部長会議、大学院研究科委員長会議、教学マネジメント委員会、国際交流委員会、スポーツ振興委員会、I R推進委員会の全学的組織、各段階において、内部質保証を確認する体制としていることは評価できる。

内部質保証システムを有効に機能させるため、全学的な基本方針に基づき、各学部・研究科は3つの方針を策定し、これを起点に教育に関するPDCAサイクルを構築していることは、高く評価できる。また、学長のもと、事業計画の策定及び自己点検・評価制度の実施を通じて、内部質保証を推進する全学的・体系的・継続的なPDCAサイクルを構築し、実行している。さらに、学長の諮問機関として大学評価委員会を設置し、自己点検・評価結果の客観性・妥当性に関する評価のみならず、多様な意見を取り入れる仕組みとして機能させていることは高く評価できる。ただし、内部システムがより有効に機能するためにも、内部質保証の体制やプロセスを図式化することが求められる。

情報公開として、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表するとともに、情報開示請求にも対応しており、社会に対する説明責任も果たしている。

内部質保証システムの適切性については、年度ごとに自己点検・評価を実施し、改善・向上を図っており、段階的に実行力のあるシステムに進化させていることは、高く評価できる。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証に関する方針を定め、積極的に取り組んでいる点は評価できる。一方で、具体的な内部質保証の体制やプロセスは明確ではなく、これを図式化し、それぞれの関係性を可視化することが求められる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

学長のもと、副学長、学部長、研究科委員長、事務局長を執行部と位置づけ、全学的・体系的に内部質保証を推進する体制を構築している。

大学自己点検・評価委員会については、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、学部長、研究科委員長、事務局長のほか、総合研究推進機構及び図書館、各センター・事務部署の長を構成員として内部質保証の推進に責任を負う全学的組織となっている。

また、学部長会議、大学院研究科委員長会議、教学マネジメント委員会、国際交流委員会、スポーツ振興委員会、I R推進委員会といった各段階、組織において、内部質保証を確認する委員会を設定しており評価できる。

さらに、学長の諮問機関として大学評価委員会を設置し、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を行うこととしており、構成員の半数以上を学外有識者としていることは高く評価できる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

全学的な基本方針に基づき、各学部・研究科は3つの方針を策定し、これを起点に教育に関するPDCAサイクルを構築していることは高く評価できる。

また、学部・研究科、センターその他の組織は、自己点検・評価委員会や運営委員会等において、年度ごとに事業計画を策定及び自己点検・評価制度を実施し、その結果を学長に報告している。学長は、大学

自己点検・評価委員会において、各組織の事業計画及び自己点検・評価制度の実施結果を審議・決定し、実行及び改善・向上を指示している。各組織の教育研究活動等のPDCAを全学的に統括（管理・運営・支援）するとともに、学長の意思決定プロセスを明確にしておき、全学的な内部質保証推進体制における段階的・包括的なPDCAサイクルを構築し、実行していることは評価できる。

さらに、学長の諮問機関である大学評価委員会において、大学及び学部・研究科、センターその他の自己点検・評価結果に関する評価を行っており、構成員の半数以上を学外有識者とし、他大学教員に加え、本学同窓会及び後援会、地域の自治体や企業等に委嘱してことは、客観性・妥当性を担保するのみならず、多様な意見を取り入れる仕組みとして高く評価できる。

以上のことから、内部質保証システムは有効に機能していると評価できる。ただし、システムがより有効に機能するために、内部質保証の体制やプロセスを図式化することが求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検・評価の結果や財務の情報をホームページで公表している。また、日常的な教育研究活動等をホームページにて最新の情報公開を図っている。さらに、教員の教育研究業績をWebシステムによりデータベース化し、公開している。

「学校法人関東学院情報公開規程」等も整備しており、適切な情報の公開とともに、情報開示請求への対応も行っており、社会的説明責任を果たしていると評価できる。

今後は、メールや会報等による積極的な情報の公開に期待したい。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性について、学長補佐（自己点検・評価担当）のもと、大学自己点検・評価委員会の担当事務局である大学経営課が年度ごとに自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果について、学長のもと、自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループが全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。さらに、学長の諮問機関である大学評価委員会が自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価を行っている。学長は大学自己点検・評価委員会において、自己点検・評価ワーキング・グループ及び大学評価委員会の評価結果を報告するとともに改善・向上を指示している。

内部質保証システムの改善・向上については、学長補佐（自己点検・評価担当）のもと、大学経営課が検討を行い、大学自己点検・評価委員会の議を経て実行している。

内部質保証システムの改善・向上に向けた取組みを、2015年度に自己点検・評価制度のシート形式の導入、2017年度に事業計画の策定及び自己点検・評価制度の連携によるPDCAサイクルの構築、2018年度に教学マネジメント委員会及びアドミッションズセンターの設置を段階的に行い、より実行力のあるシステムに進化させていることは高く評価できる。

長所・特色

全学的な基本方針に基づき、各学部・研究科は3つの方針を策定し、これを起点に教育に関するPDCAサイクルを構築していることは高く評価できる。

また、学長の諮問機関である大学評価委員会構成員として、他大学教員に加え、本学同窓会及び後援会、地域の自治体や企業等に委員を委嘱しており、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性を図っているとと
もに、多様な意見を取り入れている点は高く評価できる。

さらに、内部質保証システムの適切性について、定期的・多面的に見直し、段階的にシステムの改善を
図っていることは高く評価できる。

問題点

内部質保証システムの有効性を高めるためにも、内部質保証の全学的な方針及び PDCA サイクルの運用
プロセスとの関係性をわかりやすく図式化するなどの可視化が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

大学の理念・目的に基づき、社会の要請や環境の変化等に応じ、積極的・段階的に学部・研究科、附置研究所及び附属機関（センター等）の教育研究組織を新設・改組等していることは高く評価できる。

教育研究組織の適切性について、学長を委員長とする大学自己点検・評価委員会のもと、『自己点検・評価報告書』の作成等を通じて、全学的観点から確認している。また、その結果等をもとに、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境の変化等を総合的に鑑みたうえで、教育研究組織の最善のあり方を検討し、その設置・改編・廃止等を行っている。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目的に基づき、社会の要請や環境の変化等に応じるため、積極的・段階的に学部・研究科、附置研究所及び附属機関（センター等）の新設・改組等を行っていることは高く評価できる。例えば、2013年度に看護学部、2017年度に法学部地域創生学科及び看護学研究科、2019年度に防災・減災・復興学研究所を設置している。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育研究組織の適切性について、各学部・研究科、総合研究推進機構、センター等が年度ごとに自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果について、学長のもと、自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループが全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を提示し、大学自己点検・評価委員会において報告している。

教育研究組織の改善・向上については、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境の変化等を総合的に鑑みたうえで、教育研究組織の設置・改編・廃止等の意思決定・手続を明確にし、最善のあり方を検討している。

教育研究組織の自己点検・評価及び設置・改編・廃止等のプロセスが明確であり、評価できる。

長所・特色

2013年度以降、大学の理念・目的に基づき、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際環境の変化に迅速且つ適切に対応し、積極的・段階的に学部・研究科、附置研究所及び附属機関（センター等）の新設・改組等を行っている点は高く評価できる。

問題点

なし。

4 教育課程・学習成果

<概評>

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、全学的な基本方針に基づき、教育研究上の目的等との連動や構成等の統一を図りながら学位ごとに定め、ホームページや『履修要綱』等で公表している。また、学位授与方針には、学生が身につけるべき能力（学習成果）を、教育課程の編成・実施方針には、教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態等を明示している。

教育課程の編成・実施方針に基づき、学位授与方針を達成するために必要な授業科目の開設と教育課程の体系的編成について、適切に取り組んでいる。カリキュラムマップ等を整備し、教育課程の順次性や体系性を担保していることは高く評価できる。

また、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うため、さまざまな取り組みを行っている。特に、各学部で社会連携教育を推進し、体系的に学生の実践力を高め、社会貢献を図っている点は高く評価できる。

成績評価、単位認定及び学位授与については、責任体制と手続等に関する明確な規程を定め、適切に行っている。

学生の学習成果の測定については、全学的・多面的に行っていることは評価できる。ただし、学位授与方針との連関を確認しながら、継続的に進めていくことが求められる。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、年度ごとに自己点検・評価を行い、その結果を改善・向上につなげる取り組みを行っている。さらに、教学マネジメント委員会によって、PDCAに基づく教育課程・学習成果の全学的な管理・支援を行っていることは高く評価できる。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学位授与方針について、全学的な基本方針に基づき、教育研究上の目的との連動や構成等の統一を図りながら学位ごとに定めており、ホームページや『履修要綱』等で公表している。また、教学マネジメント委員会によって、全学的に管理・支援を行っていることは高く評価できる。

学部では、全学部共通の学位授与方針を策定しており、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の4つの領域に区分し、12の学生が身につけるべき能力（学習成果）を明確に示している。これに基づき、学科ごとに学位授与方針を策定している。一方、研究科では、専攻・学位課程ごとに学位授与方針を策定している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針について、全学的な基本方針に基づき、学位授与方針との連動等を図りながら学位ごとに定めており、ホームページや『履修要綱』等で公表している。また、教学マネジメント委員会によって、全学的に管理・支援を行っていることは高く評価できる。

学部では、全学部共通の教育課程の編成・実施方針を策定しており、教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態等を明示している。これに基づき、学科ごとに教育課程の編成・実施方針を策定している。一方、研究科では、専攻・学位課程ごとに教育課程の編成・実施方針を策定している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教学マネジメント委員会及び教務主任会議によって、次年度における教育課程の検討スケジュールの共

有、各学部・研究科における教育課程の編成の方向性や概要の管理を行っており、教育課程の編成に関する適切性を全学的に担保している点が高く評価できる。

各学部・研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づいて、学位授与方針を達成するために必要な授業科目の開設と教育課程の体系的編成に適切に取り組んでいる。なお、各研究科では、コースワークとリサーチワークが連動した学位取得のための体系的な教育課程の編成に適切に取り組んでいる。

教育課程の編成の順次性・体系性を担保するために、各学部（学科）において、科目ごとに単位数、必修や選択必修や選択等、配当年次及び学期（セメスター）を設定し、『履修要綱』やシラバスに明示するとともに、カリキュラムマップ（フローチャート型及びチェックリスト型）を整備しており高く評価できる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているか。

教学マネジメント委員会によって、効果的な教育方法の導入及び実施を図るため、全学的に支援を行っていることは高く評価できる。

学部では、単位の実質化、適切な履修指導・学習指導の実施、シラバスの形式共通化と内容確認、アクティブラーニングや社会連携教育の推進、履修者数の適正化等を体系的に実施している。社会連携教育については、各学部において積極的に行っており、体系的に実践力を高めるとともに、社会貢献も図っている点が高く評価できる。

研究科では、シラバスを統一フォーマットに基づき整備しており、いずれも学生の主体的参加を前提とした少人数教育及び個別教育を基本としている。また、学生は科目の履修にあたり、指導教員による履修指導を受けることも規定し、入学から修了までの計画的な学習を担保しており、適切である。

シラバスについては、学生支援ポータルシステムを通じて学生に明示している。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

教学マネジメント委員会やIR推進会議等によって、各学部・研究科の成績評価、単位認定、学位授与の運営・支援を行い、その適切性を全学的に担保している点が高く評価できる。例えば、教学マネジメント委員会によって、汎用ルーブリックや大学院論文審査ルーブリックの導入に関する提案が行われている。

単位制度の趣旨に基づく単位認定、既修得単位の認定、成績評価の客観性・厳格性の担保、卒業・修了要件、学部における学位授与に関わる責任体制と手続、研究科における学位論文審査基準と学位授与に関わる責任体制と手続等に関する明確な規程を定め、明示している。また、各規程に基づき、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

高等教育研究・開発センターを中心に、教務課と大学経営課が連携し、教学マネジメント委員会を通じて、学生の学習成果の測定に関する全学的な支援を行っている点が評価できる。

学部では、学生満足度調査、授業改善アンケート、GPS-Academic、カリキュラムマップ、ルーブリック等の導入が行われている。

研究科では、教学マネジメント委員会によって、学位授与方針と論文審査基準の対応表の導入が進められている。

ただし、学習成果の測定の検討については、学位授与方針との連関を確認しながら、継続的に進めていくことが求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教学マネジメント委員会によって、PDCAに基づく教育課程・学習成果の全学的な管理支援を行っている点が高く評価できる。全学及び各学部・研究科においては、年度ごとに自己点検・評価を行い、その成果を改善・向上につなげる取組みを行っている。

長所・特色

教学マネジメント委員会によって、教育課程に関する全学的・継続的な支援・改善を図っている点が高く評価できる。

また、カリキュラムマップや『履修要綱』、シラバス等によって、教育課程の順次性や体系性を明確にしている点が高く評価できる。

さらに、各学部において社会連携教育を積極的に行っており、体系的に実践力を高めるとともに、社会貢献も図っている点が高く評価できる。

問題点

学位授与方針に示す学習成果の測定の検討については、全学及び学部・研究科ともに継続的に進めていくことが求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学生の受け入れ方針について、全学的な基本方針に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との連動等を図りながら定めており、募集要項やパンフレット、ホームページ等で公表している。

アドミッションズセンターのもと、学生の受け入れ方針に基づき、多様な学生募集を及び入学者選抜の制度や運営体制を全学的に整備し、入学者選抜を適切・公正に実施している。

学部の入学定員に対する入学者数について、アドミッションズセンターが適切な範囲に管理している点は高く評価できる。学部ごとの収容定員に対する在籍学生数についても、全体として適切な範囲に管理している点は評価できる。一方で、大学院の入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍者数について、未充足の研究科が複数あり、改善方策の検討が求められる。

学生の受け入れの適切性については、アドミッションズセンターで検証を行っていることに加え、各学部・研究科で自己点検・評価を実施し、その結果を学長へ報告する体制として機能している点が評価できる。また、学生の受け入れに関する改善・向上については、学長の指示のもと、アドミッションズセンターを中心に全学的に推進している。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針について、全学的な基本方針に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との連動等を図りながら定めており、「求める学生像」「入学者選抜において評価する点」「入学前学習として求めること」を明示し、募集要項やパンフレット、ホームページ等で公表している。

学部では、全学部共通の学生の受け入れ方針を策定している。これに基づき、学科ごとに学生の受け入れ方針を策定している。一方、研究科では、専攻・学位課程ごとに学生の受け入れ方針を策定している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、多様な学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を実施している。

入学者選抜の運営体制では、学長のもと、アドミッションズセンターを設置し、入学者選抜委員会が全学的な意思決定機関として機能している。また、入学者選抜委員会と連携し、入学者選抜運営委員会が学部委員による実質的な運営を担う体制としている。アドミッションズセンターが各学部を統括して取り組んでいる点は評価できる。

入学者選抜では、学力検査における科目間や日程間の難易度の差を偏差点による判定で公正性を保っている。さらに、学力検査に拠らないAO選抜等では、ルーブリック評価により評価基準を明確にし、客観的評価で公正性を保っている点が評価できる。

障がい等を有する入学希望者からの事前の申し出に対しては、来校のうえ就学可能性を相互に確認し、受験の特別措置を決めるなど、合理的に配慮しており適切である。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部の入学定員に対する入学者数について、アドミッションズセンターで適切な範囲に管理している点

は高く評価できる。学部ごとの収容定員に対する在籍学生数についても、過去の入学者数の過不足、途中退学者や編入学者による増減の経緯があるものの、全体として適切な範囲に管理している点は評価できる。

大学院の入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数は、未充足の研究科が複数あり、大学院の定員管理を課題として認識している。大学院の定員管理の方策を検討することが求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性について、アドミッションズセンターのもと、入学後の学修状況（GPAや休退学等）の情報を、選抜区分や入学前学生状況等と合わせて検証している。

また、その検証結果に基づいて、各学部・研究科で自己点検・評価を実施し、その結果を学長へ報告する体制として機能している点は評価できる。

さらに、学生の受け入れに関する改善・向上について、アドミッションズセンターを中心に学部・研究科と連携を図り、全学的に推進を図っており適切である。

長所・特色

学長のもとアドミッションズセンターが各学部の適切な入学者数管理を実現している点が高く評価できる。

問題点

工学研究科博士前期課程を除く研究科が定員未充足であることが継続した課題である。各研究科の学生募集方法の工夫による定員管理に加えて、各研究科の研究教育目的や進路等の方向性を示すことを検討することが求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

大学として「求める教員像」を明文化し、各学部・研究科等の「教員組織の編制方針」を定めて、これらを明示することが求められる。

教育研究活動を展開するため、教員組織の編制及び教員の募集、採用、昇任その他の人事について、概ね適切に行っている。なお、設置基準による必要教員数を満たしていない研究科があるため、適切な確認を行い計画的に採用することが求められる。

また、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるため、全学及び各学部・研究科でFD活動を行っているものの、固有のFD活動が行われていない研究科があるため、適切な実施が求められる。

教員組織の適切性については、各学部・研究科による自己点検・評価の結果の報告を受け、大学自己点検・評価委員会による全学的な点検・評価の実施、改善・向上の推進を行っている。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学では、建学の精神、教育研究上の目的のもと、キリスト教への理解と協調性を持ち、教員には、学生を教育及び研究指導するとともに研究に従事することを基本職能として求めている。そして、各学部・研究科等では、求める専門分野に関する能力や教育に対する姿勢等を教員の応募資格として求めている。

しかしながら、これらについては、「求める教員像」「教員組織の編制に関する方針」として明文化し、明示することが求められる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

学部においては、設置基準による必要教員数を満たしている。研究科においては、文学研究科英語英米文学専攻博士後期課程の研究指導教員数が1名不足している状況であるが、2019年度の人事により、2020年4月に必要教員数を満たすこととなり、適切に対応している。

設置基準による必要教員数とほぼ同数の学部・研究科においては、教員の定年等を見込んだ適切な年次計画を立て、教員が不足しないように努めることが求められる。

また、学部における専門科目の必修科目及び選択必修科目の専任教員担当比率について、学部による違いはあるものの概ね過半数を専任教員が担当している。

研究科における研究指導體制については、設置基準による研究指導教員を「指導教授」、研究指導補助教員を「指導教員」と称し、各研究科の選考基準を適切に定めている。

教員の年齢構成については、全学的に原則として採用時に55歳となるものを採用しないことを方針としている。いくつかの学部においては、60歳以上の比率が高くなっているが、組織改編に伴う過渡的なものである。研究科においては、60歳以上の比率が学部よりも高くなっている。特に、文学研究科の博士後期課程、経済学研究科の博士後期課程においては、半数以上が60歳以上となっており、年齢構成のバランスが取れているとは言えない。

これらのことから、年齢のバランスに一部問題はあるものの、教員組織は概ね適切に編制されていると言える。しかしながら、教員組織の編制方針は明文化されていない。方針に照らした点検・評価を行うためにも、教員組織の編制方針を明文化することが求められる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

大学として、「関東学院大学教員採用人事規程」「関東学院大学教員選考基準」「関東学院大学教員選考基準細則」等の募集、採用、昇格その他の人事に関する規程を適切に整備している。学部においては、人事委員会の設置や教員選考に関する規程及び基準等を定め、規程に基づいた手続に沿って人事を行っている。研究科においては、これらを規程あるいは申合せとして定め、手続に沿って人事を行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的且つ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

全学的に教育内容及び教育技法の改善を支援する目的で、高等教育研究・開発センターを設置し、「公開授業」「授業改善アンケート」の実施及び授業実践事例集の作成、「教育実践力向上セミナー」「全学教員研修会」の開催等を行っている。また、学部・研究科に対し、FDに関する情報提供や研修会における講師を担うなどの役割を果たしている。

学部においては、「授業改善アンケート」の結果を利用し、総合評価の高かった教員の授業実践例等に関する情報を共有している。また、FD研修会やFD講演会を開催するなど、教員の資質向上に適切に努めている。

研究科においては、「教育・研究指導改善アンケート」を行っている。しかしながら、教員が学部にも所属していることもあり、いくつかの研究科においては、研究科独自のFD活動を行っていないため、適切に実施することが求められる。

研究に関するFDとして、研究倫理及びコンプライアンスに関する教育の実施、科研費の制度・執行及び獲得に向けての説明会も行っている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教員組織の適切性について、各学部・研究科等において、年度ごとに自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果について、学長のもと、自己点検・評価報告書作成ワーキング・グループが、全学的観点から総括し、当年度の『自己点検・評価報告書』を作成するとともに、重点課題等を可視化している。さらに、大学自己点検・評価委員会において報告し、改善・向上に向けた取組み（事業計画その他）につなげるよう指示している。

しかしながら、「教員組織の編制方針」を明文化し、これに基づき点検・評価を行うことが求められる。

長所・特色

なし

問題点

大学の理念・目的に基づき、大学として「求める教員像」や、各学部・研究科等の「教員組織の編制に関する方針」について、明文化して示すことが求められる。

また、文学研究科英語英米文学専攻博士後期課程において、設置基準で必要とされる研究指導教員（教授）が1名不足している状況である。2020年度4月には解消される予定であるが、教員数等その他の教員

組織の適切性を組織的・体系的に確認する体制を確立することが求められる。

さらに、固有のFD活動が十分ではない研究科があるため、適切に実施することが求められる。

7 学生支援

<概評>

大学としての中長期の方向性を踏まえ、学生支援に関する方針を明示している。

これに基づき、学生支援室を中心とする連携体制を整備し、多様な学生に対する修学、生活、進路、その他の多面的な支援を適切に行っている。特に「教職員メンター制度」「学生メンター制度」により、教職員・学生の協働による学生相談体制を整備していることは高く評価できる。

学生支援の適切性については、学長を委員長とする大学自己点検・評価委員会のもと、全学的・定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っている。

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

理念・目的を実現していくため、大学としての中長期の方向性を定めており、これを踏まえ、学生支援に関する方針として、修学、生活、進路に関わる支援を充実・強化し、学生満足度の向上と休・退学の抑制につなげることを明示している。

これらについてはホームページ上で公表され、教職員へはグループウェアへの掲載等を通して適切に周知が図られている。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援に関する方針に基づき、学生支援の充実・強化を図っており、学生支援室を中心とする連携体制を整備し、多様な学生に対する多面的な支援を適切に行っている。

例えば、修学支援として、学部学生が基礎科目の復習や苦手科目の克服ができるよう支援するため、各キャンパスの学生支援室に学習支援塾を開講したり、資格取得を支援するため、学部による補習・補充教育を行ったりしている。「退学者減少のための取組み」を大学の重点事業と位置づけ、学生生活課を中心に教務課、カウンセリングセンター、学部等が連携して、成績不振者、留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応にも取り組んでいる。学内奨学金の整備や学外奨学金の紹介等、経済的支援も行っている。その他、障がいのある学生や留学生に対する支援も整備している。

また、生活支援として、教職員メンターによる定期的な個別相談対応により、学生の不安解消や自立・成長を支援することを目的とした「教職員メンター制度」に加え、学生メンター（ボランティア）による履修相談やイベント企画を通して、学生相互の協力体制やコミュニティの活性化を図ることを目的とした「学生メンター制度」を整備し、教職員・学生の協働による学生相談体制を確立しており高く評価できる。また、すべての学生・教職員が個人として尊重され、ハラスメントのない環境において学び、研究し、働く権利を保障するため、「ハラスメント防止ガイドライン」「ハラスメント防止規程」を定め、ハラスメントの定義、学長の責務、ハラスメントが発生した場合の対応方法等を明確にしている点も評価できる。

さらに、進路支援として、正課のカリキュラム（全学共通科目）によるキャリア支援と、就職支援センター及び各学部等による就職支援を体系的に行っている。就職に必要なセミナーやガイダンス等を随時実施し、より細かく個別の対応が可能な点は評価できる。

その他、正課外活動支援として、特別強化指定の体育系課外活動クラブの統括・管理や、学生募集活動のイベントで学生中心の活動機会の創出等を行っている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生支援の適切性について、学長を委員長とする大学自己点検・評価委員会のもと、『自己点検・評価報告書』の作成等を通じて、定期的の実態を把握し、改善・向上を図っている。

長所・特色

修学支援、生活支援、進路支援におけるサポートとサービスが充実している。特に、「教職員メンター制度」「学生メンター制度」が教職員・学生の協働による学生相談体制として高く評価できる。

問題点

なし。

8 教育研究等環境

<概評>

大学としての中長期の方向性を踏まえ、教育研究等環境に関する方針を明示している。また、これに基づき、必要な施設・設備等を整備しており、施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保、災害の予防及び対策、情報サービス及び情報教育施設・設備やラーニング・コモنزの整備、学生食堂や購買部の整備を図っている。また、学生及び教職員の情報倫理の確立を図っている。

また、図書館、学術情報サービスを提供するための体制も整備し、適切に機能を果たしている。ただし、図書館入館者数が減少し、データベース利用者数が増加しており、非来館型の利用が増加傾向にあることから、図書館入館者数以外の利用状況の評価指標を検討することを期待する。

さらに、研究室の整備、研究時間の確保や研究専念期間の保障、研究費の適切な支給、外部資金獲得の支援等を通じ、教育研究活動の促進も図っている。

これに加え、研究倫理を遵守し、研究活動の不正を防止するための規程及び機関も適切に整備している。

教育研究等環境の適切性については、学長のもと、大学自己点検・評価委員会により全学的・定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っている。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に対して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

理念・目的を実現していくため、大学としての中長期の方向性を定めており、これを踏まえ、教育研究等環境に関する方針として、学生が長く滞在したいと感じるキャンパスの構築を目指すことを明示している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、且つ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育研究等環境に関する方針に基づき、学生の学習及び教員の教育研究活動を踏まえ、すべてのキャンパスに必要な施設・設備等を整備している。

また、施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保として、「関東学院施設管理規程」に基づき定期検査・点検により適切に実施している。また、「関東学院防災管理規程」を定め、火災、震災、風水害、その他の災害の予防及び対策も行っている。

さらに、情報サービスや情報教育施設・設備として、PCの十分な設置や無線LANの整備、学習支援システムの構築等や、学生の自主的な学習環境として、ラーニング・コモنزの整備等を行っている。

これ以外にも、学生滞在型の環境づくりとして、学生食堂や購買部の整備に加え、学内イベント、課外活動や大学からの告知等の学生への積極的な情報発信を行っており、学生生活の快適性の向上を図っている。

その他、SNS等のトラブルを未然に防止するための情報倫理教育を実施するなど、大学全体の取組みとして学生及び教職員の情報倫理の確立を図っている。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えているか。また、それらは適切に機能しているか。

全キャンパスに図書館を設置し、適切な学術サービスを提供するため、司書資格を有する専任職員を配置している。

所蔵冊数が、学生数が同規模の私立大学の平均値を上回っていることは、妥当と評価できる。増大する学術情報へ適切にナビゲートするため、オンライン蔵書目録システムを整備し、学外からのアクセスも可能としていることも評価できる。

図書館入館者数が前年度よりやや減少しているものの、データベース利用者数は前年度より増加しており、非来館型の利用が増加傾向にあることから、利用状況を評価する指標として入館者数以外の指標を検討することを期待する。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に関する方針として、地域を拠点に社会と連携した独創的な研究の推進を掲げ、大学の研究力向上に努めている。

専任教員に個々の研究室を整備している。研究時間の確保は、学部間や教員間で状況が異なるが、研究専念期間の保障として、「関東学院大学教員サバティカル研究制度規程」を定め、国内外において教育研究能力の向上や調査研究を推進している。規程に基づき研究費及び学会出張費を適切に支給している。このように教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

産官学連携や科学研究費補助金等の競争的外部資金獲得の推進等について、全学的な支援体制を整備して、説明会や個別相談を行っている。総合研究推進機構において、企業等との共同研究や受託研究等及び企業等への技術指導等を通じ、研究者によるコンサルタント活動等を行うことにより、学内シーズの発掘や産業界ニーズとのマッチング等を促進し、産官学連携の全学的な強化・充実に取り組んでいる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守し、研究活動の不正を防止するための措置として、「関東学院大学研究倫理規準」等を定め、学内審査機関を整備していることは評価できる。

また、輸出管理業務の適切で確実な運営を図ることを目的とし、「関東学院大学安全保障輸出管理規程」を定めるなど、研究活動における適切な管理体制の整備を進めている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性について、年度ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を全学的観点で報告書として作成するとともに、重点課題等を可視化していることは評価できる。また、自己点検・評価結果を大学自己点検・評価委員会に報告し、理事会又は学長の意思決定に従い、改善・向上に向けた取組みを進めている。

長所・特色

なし。

問題点

なし。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

大学としての中長期の方向性を踏まえ、社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

これに基づき、社会連携センターを中心とする体制を整備し、地域連携、産官学連携、高大連携に関する協定締結及び連携事業の推進、公開講座や履修証明プログラム等の生涯学習や社会人の学び直しの機会の創出、受託研究・共同研究の推進事業や包括協定先との連携事業の推進、大学間連携・交流を通じた地域創生等の取組み、国際交流、地域交流、SDGsに関する取組み等を実施し、社会連携・社会貢献を全学的に推進していることは高く評価できる。なお、履修証明プログラムを社会人や地域住民に開講し、社会人の学び直しのニーズに対応していることは高く評価できる。

社会連携・社会貢献の適切性については、学長を委員長とする大学自己点検・評価委員会のもと、全学的・定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っている。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

理念・目的を実現していくため、大学としての中長期の方向性を定めており、これを踏まえ、社会連携・社会貢献及び産学連携に関する方針を掲げ、大学の教育研究成果を適切に社会に還元していくことを明示している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携センターを中心に各センター等を通じて、さまざまな取組みを実施し、社会連携・社会貢献を全学的に推進していることは高く評価できる。

例えば、地域連携、産官学連携、高大連携に関して、協定締結及び連携事業を推進しており、学外組織との適切な連携体制を整備し、取組みの幅が広がっている点が評価できる。

また、教育研究成果の社会への還元活動の一環として、公開講座や履修証明プログラム等を開講し、生涯学習や社会人の学び直しの機会を創出している。特に、学部の2つの副専攻課程を履修証明プログラムとして社会人や地域住民に開講し、社会人の学び直しのニーズに対応していることは高く評価できる。

さらに、研究活動・研究成果を通じた社会貢献に関する取組みとして、受託研究・共同研究の推進事業や包括協定先との連携事業を推進している。学外組織との既連携の枠組みを通して、社会ニーズの把握にも努めている。

その他、大学間連携・交流を通じた社会貢献に関する取組みとして、地方の大学との連携・交流を推進し、地方における地域創生等の取組みを行っている。

これ以外にも、国際交流や地域交流、SDGsに関する取組みを行っている。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性について、年度ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を全学的観点から総括するとともに、重点課題を可視化している。これを大学自己点検・評価委員会に報告し、学長のもとで、改善・向上に向けた取組みにつなげるよう進捗報告・管理を行っている。

長所・特色

社会連携センターを中心とする体制を整備し、社会連携・社会貢献を全学的に推進しており、大学が生み出す知識や技術等を有効的に社会へ還元していることは高く評価できる。

また、学部の2つの副専攻課程を履修証明プログラムとして社会人や地域住民に開講し、社会人の学び直しのニーズに対応していること高く評価できる。受講生増加に向けての方策として、地域の回覧板や地域紙等の広報媒体を活用するにとどまらず、対象学部や広報範囲を拡大することを期待したい。

問題点

なし。

10 大学運営

<概評>

大学は理念・目的を実現するために、大学運営に関わる行動指針を定めて明示している。

これに基づき、組織構成及び役職者の役割を職制で明確に定めている。意思決定については、規程に定めた各会議で審議決定することを明確にしている。

予算編成と執行についても、理事会方針と執行手続に則り適切に実施している。

大学運営業務を担う事務組織と各組織の役割については、職制に定め、教職協働で運営している点が評価できる。そのために全学的FD・SDを実施して教職員の資質向上に努めている。

大学運営の自己点検・評価はもとより、内部監査室による公的研究費監査、公認会計士による会計監査、監事による業務監査を実施して、外部からの客観的指摘を改善向上に反映させて改善・向上に取り組んでいる点も評価できる。

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

創立150年(2034年)に向けた「関東学院グランドデザイン」において、「担当部署の起案能力の向上を図るとともに、意思決定権ならびに遂行責任の所在を明らかにし、迅速且つ確実に遂行できる体制にする。」ことを大学運営の行動指針として明示している。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営に関する方針に基づいて組織を構成している。大学運営の組織は職制組織図で明確に定めている。また、学長、学部長、研究科委員長等の役職者の役割については職制で明確に定義しており適切である。

学長の任期及び選出方法を規程化し、教職員の意見が反映される仕組みになっている。学部長、研究科委員長等の役職者の選出方法も規程化しており適切である。

学長による意思決定は学則に定めた大学評議会、学部長会議、大学院研究科委員長会議で審議決定することを明確にしている。各学部研究科の教授会、研究科委員会の役割も学則に定め、審議した結果を学長へ意見を述べる仕組みとしている。

大学と理事会の権限については寄附行為において、「学長は理事会から委任された大学業務を執行する」と明確に定めている。これらの大学運用に関連する規程は適切に整備されている。

危機管理対策についても防災管理規程等の規程で災害防災対策が整備されている。事件事故に関する危機管理対策については、運用体制を明文化して整備することを期待したい。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、理事会から提示される予算編成方針に基づいて、帰属収支差額の黒字を確保すべく健全な大学運営予算を目指している点が評価できる。

予算執行においても、規程や予算執行マニュアルを整備し、責任者の下で冗費の支出を抑え適切な予算執行を行っている。また、予算執行状況を把握し管理を行っている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。またその事務組織は適切に機能しているか。

大学業務を円滑に行えるよう、職制に事務組織を明確に定めている。大学を取り巻く状況の変化に応じて、事務組織の改変を重ね、また、学外組織への出向や、雇用形態の異なる職員の採用を取り入れるなど、適切に対応している。

大学運営において、組織や委員会での意思決定プロセスへ事務職員が参画するために事務職員による役割を配置し教職協働で運営している点が評価できる。

事務職員の採用及び昇格等について、規程で定めて運用しており適切である。職員人事評価制度によって、職員の人材育成に適切に取り組んでいる。

⑤ 大学運営を適切且つ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学の全学教員研修会において、全学FD・SDフォーラムを毎年実施している。

事務職員については、全職員合同研修会、階層別研修、目的別研修を職員研修委員会のもとで組織的に実施している。

高等教育研究・開発センターによる教育実践力向上セミナーで教職員の教職協働の機会を組織的に実施している点が評価できる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

大学運営の適切性について、年度ごとに各部署が自己点検・評価結果を実施し、その結果を学長が大学自己点検・評価委員会で報告し、改善点等を全学的に確認している。

また、理事長直下の内部監査室による公的研究費の監査を実施していることに加え、公認会計士による大学を含めた学院全体の会計監査を定期的実施しており適切である。

さらに、監事による業務監査が実施され、監査報告書により理事会へ適切に報告している。

加えて、業務改善推進委員会や人事評価委員会、研修委員会等において、改善・向上に関する検討が行われている。そして、大学の意思決定プロセスに基づき、各会議体の議を経たうえで、理事会又は学長の意思決定に従い、改善・向上に向けた取組みが行われており適切である。

長所・特色

なし。

問題点

なし。

以上

2019 年度 関東学院大学評価委員会

委員長 前田 直樹（本学理工学部教授）

岩崎 達也（本学経営学部教授）

八木 裕之（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

長内 紀子（横浜市環境創造局政策調整部技術監理課長）

金子 賢司（本学後援会会長）

服部 順一（横須賀市港湾部部長）（本学燦葉会会員）

南里 竜生（法人企画部部長）